

「血液に関する出前講座」実施要領

1 目的

血液の専門家を講師として、県内の小学校、中学校、高等学校及び専門学校等の児童・生徒、保護者及び教員等を対象に血液に関する講演会を開催し、献血に関する理解を深めることを目的とする。

2 主催

出前講座の企画、開催は各学校が行うものとし、県薬務課は、埼玉県赤十字血液センター（以下「センター」という。）の協力を得て、講師の派遣手続き等を行うものとする。

3 受講対象者

県内の小学校、中学校、高等学校及び専門学校等の児童・生徒、保護者及び教員等

4 講師

センター所長又は同所長が指名した者

5 実施の方法

(1) 申し込み

出前講座を企画、開催する代表者は、様式1の申込書に必要事項を記入し、県薬務課長あて講師派遣の依頼を行う。

(2) センターへの講師派遣依頼

申込を受けた県薬務課長は、様式2の依頼書によりセンター所長あて講師派遣を依頼する。

(3) 県薬務課への講師派遣依頼に係る回答

依頼を受けたセンター所長は、様式3の回答書により県薬務課長あて、当日の講師の派遣について回答する。

(4) 代表者への通知

県薬務課長は、派遣する講師が決定次第、様式4の通知書により申込のあった代表者あて通知する。

(5) 実施報告書の提出

講座を実施した代表者は、講座修了後、速やかに様式5の報告書に必要事項を記入し、県薬務課長あて報告する。

その際、可能な限り児童・生徒、保護者等の感想の一部を添えること。

※ なお、報告いただいた感想や当日の講義風景（写真）は、個人を特定できないように加工した上で、当課のウェブページや、その他紙媒体で公開させていただくことがあります。

6 その他

必要な事項又はこの要領に定めのない事項については、県薬務課とセンターでその都度、協議して定める。